

# 関島社会保険労務士事務所便り

2020年  
9月号

関島社会保険労務士事務所  
（ひがし東京中小企業者組合）  
社会保険労務士・行政書士  
関島 康郎  
〒125 - 0041  
東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 12  
電話：03-3609-7668  
HP: <http://www.srseki.info>



（桔梗）

## 雇用調整助成金の特例 12月末まで延長

### ◆「9月末まで」を「12月末まで」に

新型コロナ対策で拡充している雇用調整助成金の特例措置について、政府は、現行のままで12月末まで延長する方針であることが8月25日、一斉に新聞報道されています。

9月末までとしてきた期限が迫る中、与野党から延長を求める声が上がっていたものです。

### ◆抜本的に拡充された内容

雇用調整助成金は、従来からある事業主のための制度です。「新型コロナウイルス感染症

の影響に伴う特例」については、従業員の雇用維持を図るため、労使間協定に基づき休業等を実施する事業主に対し、助成する制度です。

この特例措置は、数回にわたって改善され、中小企業向け助成率は、解雇を行わない場合、100%に、1日一人当たりの上限額についても8,830円から1万5千円に引き上げられています。

## 厚生年金 標準報酬上限額 62万円から65万円へ 9月実施

厚生年金保険法の規定に基づき、令和2年9月から厚生年金保険の標準報酬月額の上限が変更になる予定です。賃金等報酬が

63万5千円以上の人で、標準報酬月額が62万円の方は、この9月より65万円に改定になり、保険料が引き上がります（年金も少し増える）。

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

# 年金制度の改正①

## パートへの社会保険適用拡大

2020年6月5日に、いわゆる年金制度改正法が成立し、公布されました。多様な働き方、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るためとされています。その中で、注目される以下の事項について、逐次ご紹介いたします。

- (1) パートへの被用者保険適用拡大
- (2) 在職中の年金受給の見直し
- (3) 受給開始時期の選択肢の拡大
- (4) 年金繰り上げ減額率の変更

### (1) パートへの被用者保険適用拡大

パートの方の社会保険の適用については、その会社の正職員の1週間及び1か月の所定労働時間の4分の3以上の勤務がある場合がまず対象になります。

前述の4分の3を下回っている場合でも、下記の要件に当てはまる場合は社会保険(健康保険・介護保険・厚生年金保険)に加入しなければなりません。

社会保険の特徴は、保険事故が起こりそうだから入る、起こらなそうだから入らないという選択ができません。要件に当てはまる場合は加入しなければならないということです。

以下の5つ全ての要件に当てはまる場合は社会保険の加入が必要です。

#### 【要件1】 企業規模要件 (法改正)

現在500人超企業が対象となっていますが、50人超の企業まで段階的に適用していきます。

2022年10月から100人超企業

2024年10月から50人超企業

#### 【要件2】 労働時間要件 (現状維持)

週20時間以上

#### 【要件3】 賃金要件 (現状維持)

月額8万8,000円(年106万円)以上

#### 【要件4】 勤務期間要件 (法改正)

従来の「1年以上勤務」を撤廃。フルタイム勤務者と同様に2か月を超えて勤務の場合は適用

#### 【要件5】 学生除外要件 (現状維持)

学生でないこと

#### ◆扶養から外れ、膨大な負担増

対象者は扶養から外れ、本人だけでなく事業主には膨大な負担増となります。社会保険料の負担額は賃金額の約15%、報酬月額が88,000円の場合、月1万3千円になります。

会社は今後、従業員採用を控えるか、週20時間未満、または月8万8千円未満のパートが増えることが予想されます。

#### ◆メリットは

社会保険加入のメリットは、従業員が将来受け取る年金増額や病気などにより万が一が一就労できなくなった場合に傷病手当金が受給できる場合があるということです。

年金増加の目安については、例えば月額8万8千円で10年間パートを務めた場合、老齢厚生年金として月額約4,500円が終身に渡って受給できます。

	保険料率	折半率	報酬月額88,000円の場合	
	(千分率)	(千分率)	保険料額	折半額
健康保険 (75歳未満・東京)	98.7	49.35	8,685.6	4,342.8
介護保険 (40~64歳)	17.9	8.95	1,575.2	787.6
厚生年金 (70歳未満)	183.0	91.5	16,104.0	8,052.0
計	299.6	149.8	26,364.8	13,182.4

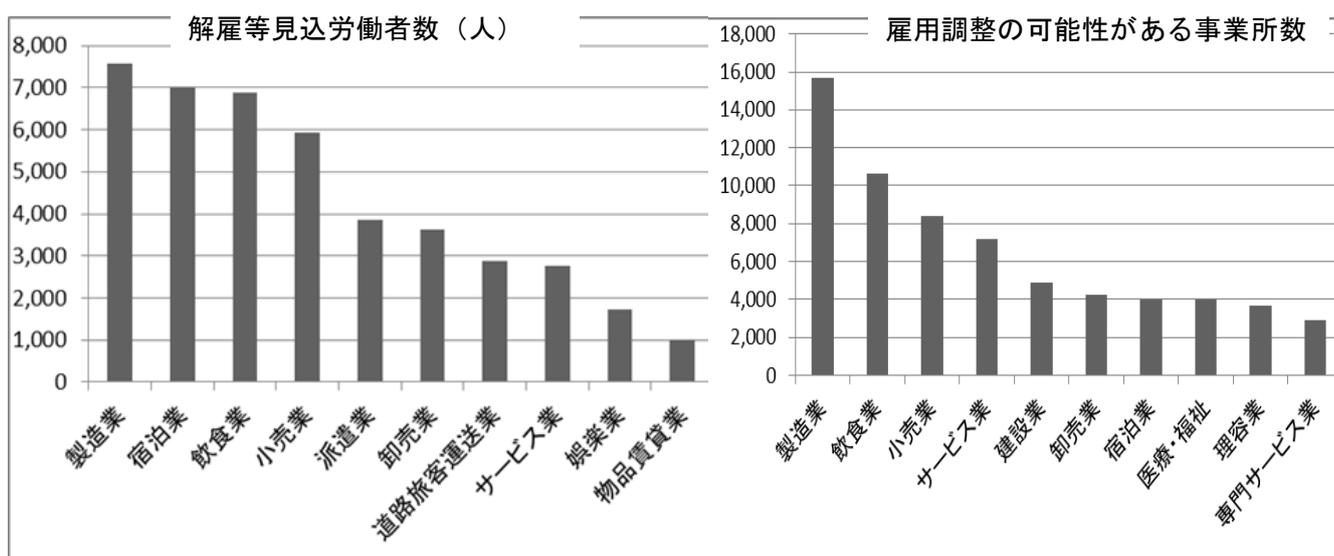
(2020年度額)

# コロナ解雇4万8千人超 深刻化する雇用

厚生労働省は8月21日現在、雇用調整の可能性のある事業所数は82,015事業所、新型コロナウイルス感染症に関連する解雇や雇い止めが、4万8206人にのぼったと発表。

業種別では、最多が7,575人の製造業で、続いて宿泊業、飲食業、小売業、労働者派遣

業の順になっています。この集計は全国の労働局やハローワークなどに相談があった事業所の報告をもとに作成しており、実際はこれより多いと見られています。



解雇等見込み労働者数(人)	
製造業	7,575
宿泊業	6,985
飲食業	6,876
小売業	5,931
派遣業	3,845
卸売業	3,636
道路旅客運送業	2,866
サービス業	2,751
娯楽業	1,715
物品賃貸業	1,011
全体	48,206

雇用調整の可能性のある事業所数	
製造業	15,711
飲食業	10,621
小売業	8,375
サービス業	7,181
建設業	4,881
卸売業	4,267
宿泊業	4,016
医療・福祉	3,976
理容業	3,668
専門サービス業	2,882
全体	82,015

新型コロナウイルスに係る雇用調整	
雇用調整の可能性のある事業所数	解雇等見込み労働者数
82,015事業所	48,206人 うち非正規雇用労働者数 20,625人

### ●本業・副業の時間、事前申告

厚生労働省は、副業・兼業を行う労働者の労働時間管理について、新しい指針を公表した。労働基準法では本業・副業の労働時間を合算して管理することが求められているが、新指針では、労働者に本業と副業それぞれの勤務先に残業の上限時間を事前申告することが求められる。企業は、自社に申告された残業時間の上限を守れば責任を問われない。企業の労務管理の煩雑さを減らし、兼業・副業を認める企業を増やす方針。(8月28日)

### ●4人に1人が休業手当なし

独立行政法人「労働政策研究・研修機構」の調査(20～64歳の労働者4,881人を対象)によると、新型コロナウイルスの影響で休業を命じられた労働者(603人)のうち、休業手当を「全く支払われていない」と答えた人が24%(145人)に上ることがわかった。このうち69%をパート、アルバイト等の非正規雇用者が占めている。(8月28日)

### ●保育所の就労証明書、押印不要に

政府は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、保育所の入所に必要な就労証明書について、勤め先の押印は不要と通知する。保育所を利用するには、保護者が就労状況を証明する書類を地方自治体に提出する必要があるが、それに押印欄を設けている場合が少なくない。政府は押印不要について、来春の入所申請が本格化する10月までに対応を求める。(8月24日)

### ●最低賃金 40県が1～3円引上げ

今年度の全都道府県の最低賃金の改定額が出そろった。7都道府県が据置きとした一方、40県は1～3円の引上げを決めた。昨年は全国平均で27円上がったが、今年は新型コロナウイルスの影響が出た。全国平均は902円。最高額は東京の1013円(前年と変更なし)で、最低は秋田や高知、佐賀などの792円。(8月22日)

### ●障害者雇用率 来春2.3%に

民間企業に義務付けられている障害者の法定雇用率が、来年3月1日に2.3%となる。現行から0.1ポイントの引上げ。厚生労働省が労働政策審議会の分科会に案を示し、了承された。国や地方公共団体は2.6%、都道府県の教育委員会は2.5%に引上げられる見通し。(8月21日)

### ●家賃支援金の給付に遅れ

新型コロナウイルスの影響により、休業や客数の減少で売上げが減った中小企業を対象とした家賃支援金の給付に遅れが出ている。その理由に、申請手続が煩雑なことがあげられる。持続化給付金よりも書類が多く、また、賃貸契約の確認書類で問題が出たり、書類提出後の審査で再提出を求められたりするケースが多発している。申請者と事務局でのやり取りに時間がかかり、29万件的申請に対し、実績は2万件にとどまっている。(8月20日)

### ●国民年金保険料の納付、QRコード決済検討

厚生労働省と日本年金機構は、国民年金保険料をQRコード決済で納付できるよう検討を始めた。若者を中心に利用が広がるQRコードを活用することで、保険料の納付率を高めるのがねらい。21年度以降の導入を目指すとしている。(8月19日)

### ●障害者の解雇増加

今年2月～6月に企業などに解雇された障害者が計1,104人(前年同期比16%増)に上ったことが厚生労働省のまとめでわかった。また、5月の障害者の新規求人数は前年同月比36.1%減となった。新型コロナウイルスの影響による企業経営の悪化が背景にあるとみられ、障害者の雇用環境の悪化が懸念されている。(8月4日)

